

正しい理解で利益を増やす

建設業の消費税

=全7回の2=

日本経営士会 経営士 服部正雄

本則課税事業者の多くが勘違いされる事例

損も得もありません(図参照)。

消費税率が変わっても本則

消費税率80万から仮払い消費税64

消費税率納付額は、仮受け消

費税80万円を引いた200万円

800万円を引いた200万

円

消費税率納付額は、仮受け消

費税100万円から仮払い消

費税80万円を引いた20万円と

なります。

80万円を引いて0円となりま

す。

消費税率納付額は、仮受け消

費税100万円から仮払い消

費税80万円を引いた20万円と

なります。

将来使用の増税前購入にメリットなし

本則課税事業者が勘違いしているのは、将来使用する資材などの先行仕入れを増税前に実施する方が得をするということ。また、9月に完成する消費税8%の工事売上げに対して、外注業者請求書が10%で請求された場合にわが社は損にならないかという勘違いをされている会社があります。

結論として本則課税の会社では、消費税のアップによる

増税の建設会社では、税抜き工事売上げと税抜き原価(外注・仕入れなど)の差額が工事ごとの粗利益となるため、損も得もない訳です。

下記に従来通りの①工事売上げ8%・仕入れ原価8%・工事売上げ8%・仕入れ原価8%・仕入れ原価10%③工事売上げ10%・仕入れ原価8%④工事売

課税の建設会社では、税抜き工事売上げと税抜き原価(外注・仕入れなど)の差額が工事ごとの粗利益となるため、損も得もない訳です。

①税込み売上げ1080万円(仮受け消費税80万円)、税込み原価880万円(仮払い消費税80万円)、工事粗利益は1000万円から800万円を引いた200万円

②税込み売上げ1080万円(仮受け消費税80万円)、税込み原価880万円(仮払い消費税80万円)、工事粗利益は1000万円から800万円を引いた200万円

③税込み売上げ1100万円(仮受け消費税100万円)、税込み原価880万円(仮払い消費税80万円)、工事粗利益は1000万円から800万円を引いた200万円

④税込み売上げ1100万円(仮受け消費税100万円)、税込み原価880万円(仮払い消費税80万円)、工事粗利益は1000万円から800万円を引いた200万円

税抜工事売上 1000万	仮受消費税
税抜外注仕入 800万	利益200万 仮払消費税

消費税率納付額

本則課税の会社では、仮受け消費税と仮払い消費税の差額を納付するため、税抜きでの会社売上げと利益は、消費税率変更に関係なく、従って将来使用する資材などを増税前に購入してもメリットがないことがご理解いただくとお思います。